

大気環境改善に関する施策の実施状況と課題

埼玉県

1 青空再生戦略 21 に基づく取組

埼玉県では、平成 13 年 5 月に青空再生戦略 21 を策定し、平成 17 年度末までに浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の環境基準達成を目標として、移動発生源対策や固定発生源対策に取り組んでいる。

(1) 移動発生源対策

・ディーゼル車運行規制

県の粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の運行禁止

粒子状物質 排出基準	一段階目の運行規制（平成 15 年 10 月～） 二段階目の運行規制（平成 18 年 4 月～）	長期規制値 新短期規制値
対象	貨物車、バス、 特種用途車（貨物車、バスをベースとしたものに限る）	
猶予期間	初度登録から 7 年間	
適用除外	知事が指定する粒子状物質減少装置を装着した場合	

(2) 固定発生源対策

- ・NOx、ばいじん規制（焼却炉・ディーゼル機関など）
- ・炭化水素類規制
- ・有害大気汚染物質規制

2 環境基準達成率の推移（県全域）

(1) SPM

SPMは、平成 16 年度に初めて全ての一般局で環境基準を達成した。自排局では、22 局中 17 局が達成し、15 年度（23 局中 7 局）と比較して環境基準達成率が大幅に改善した。

環境基準達成率（達成局数 / 測定局数）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般局	21% (12/57)	39% (22/57)	68% (39/57)	100% (57/57)
自排局	5% (1/19)	25% (5/20)	30% (7/23)	77% (17/22)
計	17% (13/76)	35% (27/77)	58% (46/80)	94% (74/79)

(2)N02

N02 の環境基準達成率は、一般局では平成 14 年度以降 100% 達成が続いている。自排局では、26 局中 23 局が達成し、環境基準達成率は 88% となった。

環境基準達成率（達成局数 / 測定局数）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
一般局	98% (56/57)	100% (57/57)	100% (57/57)	100% (57/57)
自排局	72% (18/25)	85% (22/26)	85% (23/27)	88% (23/26)
計	90% (74/82)	95% (79/83)	95% (80/84)	96% (80/83)

(3)平成 16 年度環境基準非達成局

平成 16 年度に SPM または N02 に係る環境基準が非達成であった局は、それぞれ 5 局と 3 局でいずれも自動車排出ガス測定局であった。

測定局名	SPM 2%除外値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	N02 98%値 (ppb)
戸田美女木自排	108	64
和光新倉自排	105	48
さいたま市三橋自排	102	49
草加原町自排	101	50
久喜本町自排	101	51
朝霞幸町自排	92	65
草加花栗自排	88	62

3 NOx・PM 排出量の目標達成見込み

NOx 及び PM の推計排出量は、いずれも平成 17 年度の値が総量削減計画の計画値を上回っているが、平成 22 年度の値は計画値を下回っており、目標の排出量を達成できる見込みである。

	H9	...	H13	H14	H15	H16	H17	...	H22
NOx	23,105		21,585	20,533	18,895	17,081	14,690		8,159
						計画値	14,123		8,301
PM	2,900		2,257	2,038	1,601	1,362	957		235
						計画値	733		244

4 課題

(1)流入車対策について

自動車 NOx・PM 法では、車検制度によって基準を満たさない車両は対策地域に登録することができなくなるが、対策地域外からの流入車両については規制がされていない。流入車両が環境に与える影響は無視できない。

対策地域への流入車規制及び対策地域の拡大が必要である。

- ・対策地域内で県民の不公平感が生じている。
- ・規制対象車が対策地域外に流出する。

(2)局地汚染対策について

局地汚染対策については、これまでに実施されてきた対策の効果や有効性に関する十分な検証が必要である。

国において対策を確立するとともに、地域の実状を把握している地方公共団体とともに対策を進める必要がある。また、局地汚染の原因は、道路の形状、自動車交通量、構造物の影響など多岐に渡ることから、関係機関との協議の仕組みを構築する必要がある。